

# 京都・主基田拔穂の儀違憲訴訟 —その支出、ちょっと待ったあ！— サポーター募集中

2019年の天皇代替わり儀式の期間、京都府では大嘗祭にかかわる「主基田」関連の宗教儀式が行われ、府知事らが参列、私たちの税金・公費が支出されました。日本国憲法第20条には「国及びその機関は、宗教教育その他いかなる宗教的活動もしてはならない」と規定。第89条には公金の支出を禁止する政教分離原則が規定されています。私たちは住民監査請求を通して、この儀式への公金の支出を確認、監査委員会で違法な支出だと問いかけましたが、京都府は「伝統行事」や「社会儀礼」との弁を弄して非を認めません。

このような違憲・違法な支出に対し、住民として11月4日に京都地裁に提訴しました。訴訟の原告は京都府民12名、弁護団は大阪弁護士会から6名、京都弁護士会から4名です。この訴訟の主旨に是非ともご賛同いただき、サポーターとしてこの裁判を支援ください。どうかよろしく願いいたします。

\* サポーター年会費：一口一千元（複数口お願いします）

\* 団体賛同金一口5千元（何口でも可）

\* 郵便振替口座

口座番号：00980-8-35073

加入者名：靖国抗議アジア訴訟団

\* ゆうちょ銀行以外からの送金の場合

店名 〇九九 店番 (99) 当座 0035073

（通信欄に「京都・主基田拔穂の儀違憲訴訟団」と明記ください）

---

## 大嘗祭「主基田拔穂の儀」住民監査請求から訴訟へ —その支出、ちょっと待ったあ！—

発行日：2021年2月11日

発行者：「京都・主基田拔穂の儀違憲訴訟団」

連絡先〒540—0038

大阪市中央区内淡路町1-3-11 シティコープ上町402

靖国合祀いやですアジアネットワーク気付

TEL 06-7777-4935